

# 介護保険による「福祉用具の貸与・購入制度」のご案内

介護保険が、要介護認定をされ在宅介護を受けられる方に対し「貸与(レンタル)」の対象としている福祉用具(介護用品)は大きく分けて12種類、「購入」の対象としている用品は10種類です。

介護保険では、要介護認定を受けた方が自宅で日常生活を送る上で必要な用具、あるいは日常生活の自立を助けたり機能訓練のための用具を指定業者を通じて「貸与」することができる、と定めています。そうした福祉用具は種類ごとに機能や特徴の異なる商品が多数ありますので、要介護認定を受けた方(利用する方)の状態や体型に合わせて最適な商品をお選びいただくことをお勧めします。

## 貸与(レンタル)の対象となる福祉用具 負担額はレンタル料金(税込み)の1割です。業者に直接お支払い(口座振替)ください。

車いす	自操式車いす 介助式車いす 電動式車いす など
車いす付属品	クッション、電動補助装置等一定の車いす付属品
特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの、又は取り付け可能なものであって、次のいずれかの機能を有するもの 背部もしくは脚部の傾斜角度を調整する機能があるもの 床の高さが適度、もしくは無段階に調整する機能があるもの
特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等の特殊寝台と一体的に使用されるもの
褥そう予防用具	エア・マットと送風装置からなるエアパッド 水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等
体位変換器	次のいずれかの機能により、要介護者等の体位を容易に交換できるもの 空気パッドにロッドを差し込んだものを体の下に挿入すること 体の下にあらかじめ空気パッドを挿入し膨らませること
手すり	取り付けに際し工事を伴わないものに限る
スロープ	段差解消のためのもので、取り付けに際し工事を伴わないものに限る
歩行器	歩行機能を補い、移動時に体重を支える構造で、次のいずれかに該当するもの 車輪を有するものは、体の前及び左右を囲む把手等があるもの 四脚のものは上肢で保持して移動させることができるもの
歩行補助杖	松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチまたは多点杖に限る
痴呆性老人徘徊感知機器	要介護者が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族及び隣人等へ通報するもの
移動用リフト(吊り具を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

## 購入の対象となる福祉用具 年間10万円(税込み)を限度として何度でも購入できます。費用は業者に立て替え払いし、申請後9割が返金されます。(1割負担)

腰掛便座	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能があるもの ポータブルトイレ(便座、パケツ等)からなり、居室において利用可能なもの)
特殊尿器	尿が自動的に吸収されるもので、老人または介護者が容易に使用できるもの
入浴用いす	座位の保持、浴槽への入水の補助を容易にするものであって、座面の高さがおおむね35cm以上のもの リクライニング式のもの
浴槽用手すり	浴槽の縁をはさみ込んで固定するもの
浴槽用いす	浴槽内に置いて利用するもの、または浴槽の縁にかけて利用するもの
入浴台	浴槽の縁にかけて利用する浴槽への出入りのための台
浴室内すのこ	浴室内において浴室の床面の高さを補い段差解消を図るものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る
浴槽内すのこ	浴槽の中において浴槽の底面の高さを補うもの
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水、または排水のための工事を伴わないもの
移動用リフトの吊り具	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

## 住宅改修の補助 年間20万円(税込み)を限度として利用できます。費用は業者に立て替え払いし、申請後9割が返金されます。(1割負担)

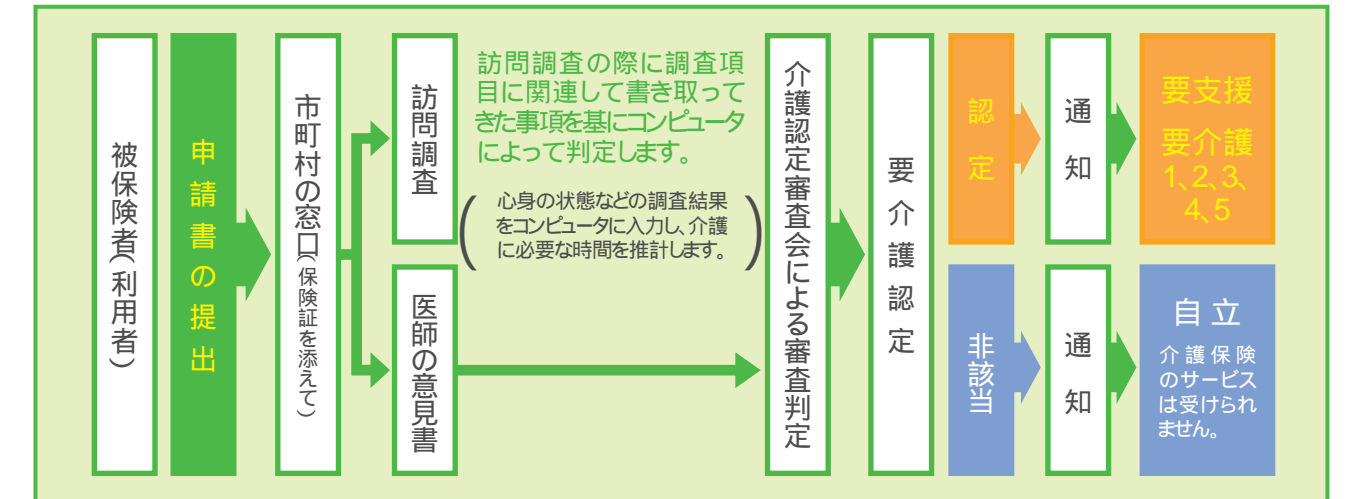
住宅改修の内容	手すりの取り付け 床段差の解消(三角材・小踏台の設置、敷居の平滑化・交換等) すべりの防止、移動の円滑化等のための床材の変更(浴室床のノンスリップ化・畳・じゅうたんから板床材への変更等) 引き戸等への扉の取替え 洋式便器等への便器の取替え 上記の各工事に付帯して必要な工事(手すり取付けのための壁下地補強、便器取替えに伴う便所床の改修等)
---------	--

介護保険制度を利用するには「要介護認定」が必要です。そのためには本人あるいはご家族の方が「介護保険給付の申請」を行って下さい。

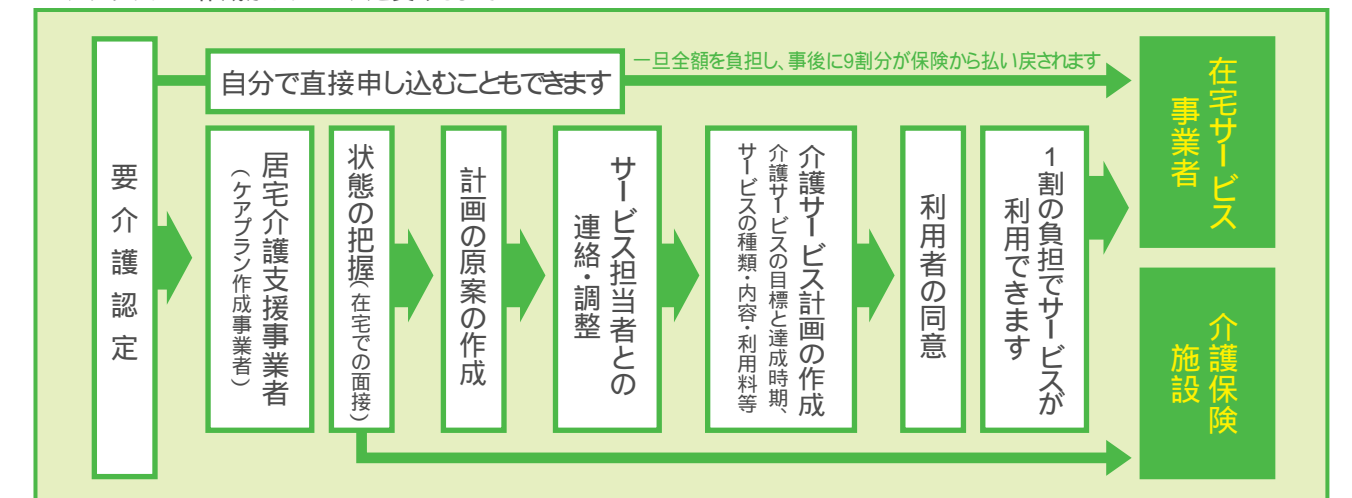
介護保険で福祉用具のレンタルサービスを受けられるためには介護保険制度による「要介護認定」が必要です。制度の内容と、サービスを受けられるまでの手順は以下のとおりです。

運営主体	介護保険制度の運営主体(保険者)は、市町村・特別区です
加入する方	第1号被保険者 / 65歳以上の方 第2号被保険者 / 40~64歳までの医療保険に加入している方
対象者	第1号被保険者 / 寝たきりや痴呆等で、常に介護を必要とする状態の方(要介護状態)常時介護までは必要としないが、家事や身じたく等日常生活に支援が必要な状態の方(要支援状態) 第2号被保険者 / 初老期痴呆、脳血管疾患など老化が原因とされる15種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方
保険料の支払い	第1号被保険者 / 原則として老齢・退職年金からの天引き 第2号被保険者 / 加入している医療保険の保険料に上乗せして一括納入
サービス内容	在宅サービス / 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、日帰介護、通所リハビリテーション、短期入所介護、福祉用具の貸与・購入、住宅改修、その他 施設サービス / 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養型病床群等)

### 利用手続き



### ケアプランの作成からサービスを受けるまで



くわしくは、ウイズケア担当者までお気軽にご相談ください。